

○幼児教育・保育の無償化に伴い給食費（副食費相当分）を補助します

令和元年10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化となります。

これに伴い、今まで保育に係る副食費については保育料に含まれていましたが、無償化により保護者の実費負担となります。

本町では、**3歳以上**のこどもに係る給食費（副食費相当分）の補助を行い、子育て世帯の負担軽減と更なる子育て支援の充実を図ります。

- ・ 町立保育所 無料（主食については持参）
- ・ 沢田児童館 2,500円／月額を補助
- ・ 町立以外の施設 4,500円／月額を補助

※注意

年収360万円未満の世帯及び保育施設を利用する場合の多子カウントが第3子以降のお子様の副食費については免除となるため上記補助の対象とはなりません。

◇手続きについては、お子さまが利用する施設を通じ改めてお知らせします。

問い合わせ先 保健福祉課児童福祉係 電話 26-0811